

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）による手続きに係る説明書（再公示）
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

「弘前大学（文京町）武道場改修設計業務」に係る参加表明書及び技術提案書の提出に関する詳細は下記によるものとする。

なお、本業務に係る契約締結は、予算示達がなされることを条件とするものです。

記

- 1 公示日 令和5年3月10日
- 2 発注者 国立大学法人弘前大学
契約担当役
理事（総務担当） 岡本和久
- 3 担当部局 〒036-8561 青森県弘前市文京町3
国立大学法人弘前大学 施設環境部施設環境企画課企画グループ
TEL：0172-39-3084 FAX：0172-35-3833
メールアドレス：jm3084@hirosaki-u.ac.jp
- 4 業務概要
 - (1) 業務名 弘前大学（文京町）武道場改修設計業務
・・・（電子入札システム対象案件）
 - (2) 業務内容 弘前大学（文京町）武道場改修設計業務
 - (3) 履行期限 令和5年3月31日
ただし、財政法の定めによる承認を得た場合は、令和5年6月30日まで延長する予定である。
 - (4) 業務の詳細説明 別紙の設計業務委託特記仕様書、設計業務委託現場説明書及び施設概要書のとおり
 - (5) 本業務は、資料の提出等を文部科学省電子入札システムホームページ（<https://portal.ebid02.mext.go.jp/top/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、電子入札システムにより難しい者は、契約担当役の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
 - (6) 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。
- 5 参加表明書及び技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項
別紙の「参加表明書作成要領」及び「技術提案書作成要領」のとおり

6 受注資格の喪失

本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）及び当該建設コンサルタント等と資本若しくは人事面において関連を有する製造業者及び建設業者は、本件業務に関するすべての建設工事及び建設関連業務の受注資格を失う。

7 技術提案書の提出を求める者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 国立大学法人弘前大学契約事務取扱規程第22条及び第23条に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第3章第32条で定める競争参加資格について、令和3・4年度設計・コンサルティング業務のうち「建築関係設計・施工管理業務」の競争参加資格認定を受けている者であること。
- (3) 参加表明書の提出期間の最終日から技術提案書の特定の日まで、文部科学省から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 経営状況が健全であること。
- (5) 不正又は不誠実な行為がないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に参与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。また、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

なお、「これに準ずるものとは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

- 1) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- 2) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
- 3) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
- 4) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

また、「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(8) 一級建築士の資格を有する管理技術者を当該業務に配置できること。

8 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

(1) 担当予定技術者の能力【審査のウェイトは13分の7】

資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

(2) 技術提案書の提出を求める者の能力【審査のウェイトは13分の6】

技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績、
ワーク・ライフ・バランス等の推進

9 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 担当予定技術者の能力【審査のウェイトは43分の7】

資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

(2) 技術提案書の提出を求める者の能力【審査のウェイトは43分の6】

技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績、
ワーク・ライフ・バランス等の推進

(3) 業務の実施方針【審査のウェイトは43分の15】

業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、
技術者配置計画の妥当性

(4) 課題についての提案【審査のウェイトは43分の15】

提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性等について

10 公示の写し 別紙のとおり

11 契約書作成の要否等 要

別紙「契約書(案)」により契約書を作成するものとする。

12 支払条件 業務委託料は、受注者からの適法な請求に基づき1回で支払うものとする。

13 参加表明書の提出期間、場所及び方法等

(1) 上記7(2)に掲げる資格を満たしていない者も参加表明書を提出することができるが、
下記16(2)①の提出期間の最終日において、当該資格を満たしていなければならない。

(2) 参加表明書の提出期間、場所及び方法等

① 提出期間 令和5年3月10日(金)9時から令和5年3月20日(月)12時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。

② 提出場所 上記3に同じ

③ 提出方法 電子入札システムにより、提出すること。なお、契約担当役の承諾を得た場合は持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。)による。なお、電送によるものは受け付けない。

④ 参加表明書及び技術資料の提出に当たっては、以下の点に留意すること。

(イ) ファイル形式は以下によること。

- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・PDF ファイル

(ロ) 添付資料は、3つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込みPDFに変換したファイルで提出すること。ファイルは、電子入札システムが指定する合計容量以内に収めること。圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH形式又はZIP形式により圧縮(自己解凍方式は認めない。)して送付することを認める。

提出書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを、上記（２）①の期間内に、上記３まで持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）すること。

持参又は郵送で書類を提出した場合は、以下の内容を記載した書類（書式は自由）のみを電子入札システムにより送信すること。この書面の押印は不要。

- ・持参又は郵送とする旨
- ・持参又は郵送する書類の目録
- ・持参又は郵送する書類の頁数
- ・持参又は発送年月日

また、持参又は郵送する場合は、参加表明書に押印すること。

なお、提出する電子ファイルは、必ずウイルス対策を実施すること。

⑤ 提出部数 持参又は郵送する場合の提出部数は、参加表明書１部、技術資料２部（文部科学省における令和３・４年度設計コンサルティング業務に係る有資格業者登録申請書類受領書のコピー１枚を含む。）とする。

⑥ 提出書類 参加表明書（技術提案書）作成要領に掲載した様式データは、弘前大学施設環境部ホームページ上に掲載。

ホームページアドレス <https://home.hirosaki-u.ac.jp/shisetsu/>

1.4 提出要請者の選定

(1) 参加表明者が、上記７に掲げる資格を満たしているか否かの確認を上記１.３（２）①の提出期間の最終日を基準日として行う。

ただし、上記７（２）に掲げる資格を満たしていない者であっても、下記１.６（２）①の提出期間の最終日において当該資格を満たしていることを条件として、当該資格を満たしていることを確認する。

(2) 上記７に掲げる資格を満たしている参加表明者の中から、上記８に掲げる基準に基づき、技術提案書の提出を求める者（以下「提出要請者」という。）を選定する。

(3) (2)の選定の結果は、電子入札システム（紙により提出した場合は書面）により令和５年３月２８日（火）までに通知する。

1.5 非選定理由に対する質問書の提出期間、場所及び方法等

(1) 提出要請者に選定されなかった者は、書面（様式は自由）によりその理由について説明を求めることができる。

(2) 質問書の提出期間、場所及び方法

① 提出期間 令和５年３月２８日（火）９時から令和５年４月７日（金）１２時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

② 提出場所 上記３に同じ

③ 提出方法 書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着）すること。なお、電送によるものは受け付けない。

(3) (1)の質問に対する回答期限及び方法

① 回答期限 令和５年４月１４日（金）

② 回答方法 質問回答書を郵送する。

1.6 技術提案書の提出期間、場所及び方法等

(1) 上記１.４（３）の通知により技術提案書の提出を求められた者は、技術提案書を提出することができる。

(2) 技術提案書の提出期間、場所及び方法等

- ① 提出期間 選定の結果の通知日から令和5年4月5日(水)12時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。
- ② 提出場所 上記3に同じ
- ③ 提出方法 電子入札システムにより、提出すること。なお、契約担当役の承諾を得た場合は持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着)による。なお、電送によるものは受け付けない。
- ④ 技術提案書及び技術資料の提出に当たっては、以下の点に留意すること。

(イ) ファイル形式は以下によること。

- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・PDF ファイル

(ロ) 添付資料は、3つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込みPDFに変換したファイルで提出すること。ファイルは、電子入札システムが指定する合計容量以内に収めること。圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH形式又はZIP形式により圧縮(自己解凍方式は認めない。)して送付することを認める。

提出書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを、上記①の期間内に、上記3まで持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。)すること。

持参又は郵送で書類を提出した場合は、以下の内容を記載した書類(書式は自由)のみを電子入札システムにより送信すること。この書面の押印は不要。

- ・持参又は郵送とする旨
- ・持参又は郵送する書類の目録
- ・持参又は郵送する書類の頁数
- ・持参又は発送年月日

また、持参又は郵送する場合は、技術提案書に押印すること。

なお、提出する電子ファイルは、必ずウイルス対策を実施すること。

- ⑤ 提出部数 持参又は郵送する場合の提出部数は、技術提案書1部、技術資料2部とする。

(3) 提出期間の最終日までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。

1.7 ヒアリング

ヒアリングは実施しない。

1.8 技術提案書の特定

- (1) 技術提案者が、上記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を上記1.6(2)①の提出期間の最終日を基準日として行う。
- (2) 上記7に掲げる資格を満たしている技術提案者の技術提案書の中から、上記9に掲げる基準に基づき、技術提案書を特定する。
なお、当該技術提案書に次ぐ技術提案書を次順位として特定する場合がある。
- (3) (2)の特定の結果は、電子入札システム(紙により提出した場合は書面)により令和5年4月13日(木)までに通知する。

1.9 非特定理由に対する質問書の提出期間、場所及び方法等

- (1) 技術提案書を特定されなかった者は、書面（様式は自由）によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 質問書の提出期間、場所及び方法
 - ① 提出期間 令和5年4月24日（月）12時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。
 - ② 提出場所 上記3に同じ
 - ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）による。なお、電送によるものは受け付けない。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
 - ① 回答期限 令和5年5月2日（火）
 - ② 回答方法 質問回答書を郵送する。

2.0 説明書に対する質問書の提出期間、場所及び方法等

- (1) 説明書に対する質問がある場合は、書面（様式は自由）により提出すること。
- (2) 質問書の提出期間、場所及び方法
 - ① 提出期間 令和5年3月28日（火）12時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。
 - ② 提出場所 上記3に同じ
 - ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）による。なお、電送によるものは受け付けない。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
 - ① 回答期限 令和5年3月30日（木）
 - ② 回答方法 質問回答書を弘前大学施設環境部ホームページにて公開する。
- (4) (3)②の質問回答書の閲覧期間及び場所
 - ① 閲覧期間 (3)①の回答の日から令和5年4月5日（水）まで。
 - ② 閲覧場所 下記の弘前大学施設環境部ホームページにて公開する。
施設環境部ホームページアドレス <https://home.hirosaki-u.ac.jp/shisetsu/>

2.1 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加表明者及び技術提案者の負担とする。
- (3) 契約保証金 納付
ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上とする。
- (4) 参加表明書又は技術提案書の無効等
 - ① 同一の者が単体又は共同体の構成員として複数の参加表明書を提出した場合若しくは参加表明者が他の参加表明者の協力事務所になっている場合は、当該参加表明書は全て無効とする。
 - ② 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は無効とし、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取消す。

- ③ 参加表明書又は技術提案書が次の条件の一に該当する場合は失格となることがある。
- ア. 別紙の「参加表明書（技術提案書）作成要領」に示された条件に適合しないもの。
 - イ. 提出期限，場所及び方法等に適合していないもの。
 - ウ. 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ. 記載すべき事項以外の内容（参加表明者及び技術提案者の名称を含む。）が記載されているもの。
 - オ. 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3に同じ
- (8) 参加表明書及び技術提案書は，返却しない。
ただし，技術提案書を特定した技術提案者の参加表明書及び技術提案書以外は，提出時に返却の希望があったもののみ返却する。
なお，返却を希望する者は，その旨を参加表明書及び技術提案書に記載すること。
- (9) 参加表明書及び技術提案書は，本手続以外に参加表明者及び技術提案者に無断で使用しない。
ただし，参加表明書及び技術提案書は，公正性，透明性及び客観性を確保するため必要があるときは，参加表明者及び技術提案者と協議の上，公表することがある。
- (10) 参加表明書及び技術提案書は，特定を行う作業に必要な範囲において，複製を作成することがある。
- (11) 参加表明書及び技術提案書の提出期間以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また，参加表明書及び技術提案書に記載された担当予定技術者は，病休，死亡，退職等の極めて特別の理由があると認めた場合を除き変更することはできない。
なお，当該技術者の変更を認めた場合を除き当該技術者を配置できない場合は，提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取り消す。
- (12) 参加表明書及び技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は，発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。
- (13) 特定された者の技術提案に盛り込まれた内容のうち，発注者が実施すべきと判断したもののについては，特記仕様書に明記することとする。
- (14) 提出要請者の選定及び技術提案書の特定その他の手続に不服がある者は，上記15(3)の回答及び上記19(3)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（日曜日，土曜日及び祝日を除く）以内に書面により発注者に対して再苦情の申し立てを行うことができる。当該再苦情申し立てについては，工事入札等監視委員会が審議を行う。
- (15) プロポーザル方式の趣旨に鑑み特定された技術提案書の内容が基本設計業務の実施条件になるものではない。
- (16) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
- ① システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：0570-001184
 - ② ICカードの不具合等発生等の問合せ先
取得しているICカードの認証機関

ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、先
ず上記 3 に連絡すること。

別紙

設計業務委託契約書(案)

設計業務名 弘前大学(文京町)武道場改修設計業務
業務委託料 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)

建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙のとおり

発注者 国立大学法人弘前大学 契約担当役 理事(総務担当) 岡本和久と
受注者 との間において、上記の設計業務について、上記
の業務委託料で、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを実施するもの
とする。

- 第1条 受注者は、別冊の設計業務委託特記仕様書に従い、設計業務を完了するものとする。
第2条 設計業務は、 において実施する。
第3条 設計業務の着手時期は、令和 年 月 日とする。
第4条 設計業務の履行期限は、令和5年 3月31日とする。
第5条 契約保証金は、納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業
会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証
証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免
除する。
第6条 業務委託料は、1回で支払うものとする。
第7条 設計業務完了通知書は、弘前大学施設環境部施設環境企画課に送付するものとする。
第8条 業務委託料の請求書は、弘前大学施設環境部施設環境企画課に送付するものとする。
第9条 この契約についての一般的約定事項は、文部科学省が定めた設計業務委託契約要項に
よるものとする。
第10条 この契約について、発注者受注者間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決
するものとする。
第11条 本契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人弘前大学所在地を管轄区域とする青森地
方裁判所弘前支部とするものとする。
第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者受注者
間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者・受注者は次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は、2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 青森県弘前市文京町1番地
国立大学法人弘前大学
契約担当役
理事(総務担当) 岡本和久
受注者

